



税務情報

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

1. 緊急経済対策関連法及び政省令の公布

2020年4月30日に可決・成立した、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の根拠法が、関連政省令と共に、昨日付の[官報特別号外第55号](#)において公布されました。

なお、関連政省令は財務省及び総務省の以下のページにも掲載されています。

財務省: [「税制改正の概要」](#)令和2年度

総務省: [「新規制定・改正法令・告示 政令」](#)

2. 国税庁 — 新ページの開設

上記1.の根拠法の公布を受け、国税庁は[「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」](#)というページを新たに開設しました。このページには以下の情報等が掲載されています。

■ 納税の猶予制度の特例

[「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ」](#)のページへのリンクが掲載されています。このページは以前から設けられていたものですが、新たに猶予申請書の様式や英語版のページへのリンク等が掲載されました。また、すでに掲載されている[「国税の納税の猶予制度 FAQ」](#)も更新されています。

なお、[「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律による納税の猶予の特例の取扱いについて\(法令解釈通達\)」](#)は5月1日に別ページにおいて公表されました。

■ 消費税の課税選択の変更に係る特例

[「消費税の課税選択の変更に係る特例について」](#)のページにおいて、制度の概要を示すリーフレット、Q&A(全20問)及び法令解釈通達等が掲載されています。

■ 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

[「特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税について」](#)というページにおいて、制度の概要を示すリーフレット、Q&A(全25問)及び法令解釈通達等が掲載されています。

3. 国税庁 — FAQ の更新

国税庁は 4 月 30 日付で下記の FAQ を更新しました。

- (1) [「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ」](#)

上記 1. の根拠法の成立に伴い、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に関する設問が更新・追加されたほか、たとえば「1 申告・納付等の期限の個別延長関係」に「問 2-3. 中間申告期限の個別延長について」が追加されました。

- (2) [「法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関する FAQ」](#)

- (3) [「申告所得税、贈与税及び個人事業税の消費税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続に関する FAQ」](#)

上記(1)の FAQ に中間申告期限の個別延長についての設問が追加されたことに伴い、(2)及び(3)の FAQ の申告・納付期限の延長をする場合の申告書への付記に関する解説部分に、中間申告書のイメージ図が追加されています。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.